

2月定例会月議会における議案に対する意見募集

№4 地域型保育事業（当初予算）について

「子ども・子育て支援新制度（※）」が平成27年4月に本格スタートします。これに合わせて、新たに市の認可事業として少人数単位で預かる地域型保育事業を設け、その事業の実施主体に対し、必要な経費を支給します。

今回の事業におけるご意見を募集いたします。

※平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度。

1. 目的

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、従来の認可保育所（定員20人以上）の枠組みに加え、新たに市の認可事業として少人数の単位で預かる事業類型（地域型保育事業）を設け、低年齢児（0～2歳児）の受入の拡充を図る。

2. 内容

地域型保育事業のうち、下記の事業を実施する事業者に対して、園児が保育を受けるために必要な費用を支給していく。

1) 小規模保育事業について

対象事業 小規模保育事業 B型
対象施設 6箇所

2) 事業所内保育事業について

対象事業 事業所内保育事業
対象施設 1箇所

3. 予算額	80,896千円	(財源内訳)	国庫支出金	34,808千円
(前年度	0千円)		県支出金	17,403千円
			一般財源	28,685千円

子ども・子育て支援新制度におけるポイントと各種基準

- (1) 幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付（「施設型給付」）と小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- (2) 市町村が給付の対象施設・事業者を確認（利用定員、応諾義務、運営基準）

① 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

従来の認可保育所（定員 20 名以上）の枠組みに加え、新制度では、新たに市町村認可事業として、**地域型保育事業**としての類型が設けられたため、市町村は条例で「職員数や資格要件、設備・面積基準、連携施設等」についての基準を定めることとなった。

認定 区分	対象 年齢	対象施設	
		施設型給付	地域型保育給付
1号 認定	3～5歳	幼稚園 認定こども園	—
2号 認定	3～5歳	保育所 認定こども園	—
3号 認定	0～2歳	保育所 認定こども園	地域型保育事業 ◇家庭的保育 (5人以下) ◇小規模保育 A型・B型 (6～19人) - C型 (6～10人) ◇居宅訪問型保育 (1人) ◇事業所内保育 小規模型 (19人以下) - 保育所型 (20人以上)

② 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

認可を受けている幼稚園や保育所等の事業者が、給付を受けるためには、新制度の実施主体である市町村が条例で基準を定め、利用定員を設定したうえで、「**確認**」を受けなければならないこととなった。

◇ 地域型保育事業の認可基準（設備及び運営に関する基準）の本市設定分について

〔基準の内容〕家庭的保育、小規模保育及び居宅訪問型保育等における職員の要件について、
国と異なる基準を設ける。

省令の内容	区分	基準案
〔職員数〕 ○小規模B型 ○小規模型事業所内保育事業 保育士、保育従事者（保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者） ※1/2 以上を保育士とする	従うべき基準	○小規模B型 ○小規模型事業所内保育事業 保育士、保育従事者（保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者） ※ <u>2/3 以上</u> を保育士とする
〔職員〕 ○小規模C型 家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者） （＋家庭的保育補助者（市町村長が行う研修を修了した者であって家庭的保育者を補助するもの））		○小規模C型 家庭的保育者（ <u>市長が行う研修を修了した保育士</u> ） （＋家庭的保育補助者（ <u>市長が行う研修を修了した者であって家庭的保育者を補助するもの</u> ））
〔職員、職員数〕 ○家庭的保育 家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者）		○家庭的保育 家庭的保育者（ <u>市長が行う研修を修了した保育士</u> ）
・乳幼児1～3人 ⇒ 家庭的保育者1人 ・乳幼児4～5人 ⇒ 家庭的保育者1人 ＋家庭的保育補助者（市町村長が行う研修を修了した者であって家庭的保育者を補助するもの）1人		・ <u>乳幼児1人</u> ⇒ <u>家庭的保育者1人</u> ・ <u>乳幼児2～5人</u> ⇒ <u>家庭的保育者1人</u> ＋ <u>家庭的保育補助者（市長が行う研修を修了した者であって家庭的保育者を補助するもの）1人</u>
〔職員〕 ○居宅訪問型保育 家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者）		○居宅訪問型保育 家庭的保育者（ <u>市長が行う研修を修了した保育士</u> ）

【理由】質の高い保育の実施に配慮し、地域型保育事業における主たる保育従事者について保育士資格を有する者とした。また、家庭的保育において乳幼児が複数の場合は、複数の職員が保育にあたるほか、小規模B型の保育士割合を上乗せする。